

軽自動車等の手続きはお済みですか？

原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車等について、以下①～⑧のような異動があった場合には、本庁税務徴収課または各支所で手続きが必要です。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ①販売店等から購入した | ②知人等から譲り受けた |
| ③市外から転入し、登録住所が旧住所地になっている | ④廃棄した |
| ⑤市外に転出し、登録住所が常陸大宮市になっている | ⑥知人等に譲った |
| ⑦盗難に遭った | ⑧亡くなった方の名義になっている |

手続きに必要なもの

異動の事由	販売 証明書	譲渡 証明書	廃車 証明書	標識交付 証明書	ナンバー プレート	本人確認 書類 ※1
購入(新規登録)	○					○
譲受(廃車手続き済み)		○	○			○
譲受(廃車手続きなし)		○		○	○	○
転入(廃車手続き済み)			○			○
転入(廃車手続きなし)				○	○	○
ナンバープレート交換				○	○	○
廃車(廃棄、転出、譲渡)				○	○	○
廃車(盗難)				○		○

※1 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等。代理人による手続きの場合は、代理人のみ本人確認書類が必要となります。

- ・車台番号のメモや商品カタログ等での登録はできません。必ず譲渡(販売)人の情報が記載された譲渡(販売)証明書をご準備ください。
- ・盗難の場合は、警察署で盗難届を提出した際の「受理番号」等の記入が必要ですので、控えておいてください。
- ・災害により使用不可となった原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車等も手続きが必要です。また、ナンバープレートや車両が流されてしまった場合、ナンバープレートが無くても手続き可能です。届出人の本人確認書類をお持ちの上、税務徴収課または各支所へお越しください。

軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪については、下記にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

※災害により使用不可となった軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪も手続きが必要です。

車両の種類	手続き先
軽自動車 (660cc以下の三輪・四輪のもの)	軽自動車検査協会 茨城事務所 水戸市酒門町4400番地 ☎050-3816-3105
二輪の小型自動車(250cc超のもの) 軽二輪(125cc超250cc以下のもの)	関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017

申告等の手続きを代行者に依頼したときは、手続きが完了したかどうか確認してください。

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線233